

木造住宅の耐震化

を支援します！

市では、安心して暮らせる住環境づくりを推進するため、個人の木造住宅を対象として診断者を派遣し耐震診断を行います。診断の結果、耐震性が不足していると判断された場合は、耐震改修に要する工事費などの一部を補助します。

～耐震診断者派遣事業～

申し込みできる人

- ・対象住宅の所在地を本市の住民基本台帳に記録されている住所としている人
- ・市税を滞納していない人
- ・対象住宅を所有し、かつ居住している人

対象住宅

- 次の条件をすべて満たす住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が建物全体の2分の1以上の住宅)
- ・平屋または2階建ての住宅
- ・在来軸組構法または伝統的構法で建てられた住宅

募集戸数

10戸

耐震診断費用

無料

※診断者の交通費として1,000円負担していただきます

※耐震診断に必要な建物図面がない場合は、図面作成費用が別途かかる場合があります

申込期限

9月4日(金)



耐震診断

～耐震改修補助事業～

申し込みできる人

耐震診断の対象者と同じ条件

対象住宅

次の条件をすべて満たす住宅

- ・耐震診断(※1)の結果、上部構造評点(※2)が1.0未満と診断された住宅
- ・左記耐震診断の対象住宅の条件と同じ

※1 耐震診断とは、「木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人日本建築防災協会発行)に基づく一般診断法または精密診断法により、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいいます

※2 上部構造評点とは、診断を行った住宅の耐震性能の評価値で、耐震性の有無については評点1.0が基準となります

対象工事

上部構造評点を1.0以上にする耐震補強工事で、令和9年2月26日(金)までに完了報告書を提出できるもの

募集戸数

2戸

補助金額

工事監理および耐震補強工事に要する費用の5分の4以内(限度額115万円)

申込期限

9月4日(金)



耐震改修

安中市危険ブロック塀等撤去費補助金のご案内

地震発生時における道路沿いのブロック塀などの倒壊による被害を未然に防止することなどを目的として、道路沿いの危険なブロック塀などを市内の業者に依頼して撤去する人に、その費用の一部を補助します。

この機会に、所有するブロック塀などの自己点検をお願いします。

自己点検の方法や補助要件、諸手続きなどは下記にお問い合わせいただくか、市HPをご確認ください。

※補助金交付決定後、撤去工事を開始してください(すでに着工または完了した撤去工事は補助の対象外です)



問・申 本 建築住宅課指導係(☎内線1257)